

議案第 48 号

寒川町町税条例等の一部改正について

寒川町町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 27 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 27 条の 3」を「第 27 条の 4」に改める。

第 9 条中「得た金額」の次に「に、10 万円を加算した金額」を加える。

第 11 条第 1 項の表中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

第 20 条中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改める。

第 20 条の 3 の見出し及び同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 27 条の 3 を第 27 条の 4 とし、第 27 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 27 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補

充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

第 41 条第 1 項第 3 号中「第 27 条」を「第 27 条、第 27 条の 3」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「第 20 条」を「第 17 条第 4 号」に、「宅地評価土地をいう」を「宅地比準土地をいう」に改め、第 11 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 5 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に、「ホまで」を「ニまで」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に、「及びロ」を「、ロ及びハ」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 30 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号中「第 15 条第 44 項」を「第 15 条第 38 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 8 号中「第 15 条第 45 項」を「第 15 条第 39 項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号中「第 15 条第 47 項」を「第 15 条第 41 項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 10 号を同項第 9 号とし、同項第 11 号を同項第 10 号とする。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(令和 2 年寒川町条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、寒川町町税条例附則第 11 項第 11 号の改正規定中「第 11 項第 11 号」を「第 11 項第 10 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中寒川町町税条例第 9 条の改正規定 令和 3 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中寒川町町税条例第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の改正規定 令和 4 年 4 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 33 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新条例第 27 条の 3 及び第 41 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以後に、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 384 条の 3 に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現行		改正案	
目次		目次	
第1章・第2章 (略)		第1章・第2章 (略)	
第2章 普通税		第2章 普通税	
第1節 (略)		第1節 (略)	
第2節 固定資産税(第20条— <u>第27条の3</u> )		第2節 固定資産税(第20条— <u>第27条の4</u> )	
第3節～第5節 (略)		第3節～第5節 (略)	
第3章～第5章 (略)		第3章～第5章 (略)	
附則		附則	
～略～		～略～	
(個人の均等割の非課税)		(個人の均等割の非課税)	
第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____ (その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。		第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額 <u>に、10万円を加算した金額</u> (その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	
第10条 (略)		第10条 (略)	
(法人の均等割の税率)		(法人の均等割の税率)	
第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。		第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	
法人の区分		法人の区分	
税率		税率	
1 次に掲げる法人	年額 5	1 次に掲げる法人	年額 5
ア～エ (略)	万円	ア～エ (略)	万円
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同		オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び次項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び次項において同	

<p>じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下この表及び次項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	<p>じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下この表及び次項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>
<p>2～9 (略)</p>	<p>2～9 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを除く。))に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第20条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者を</p>	<p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(法人の町民税の課税の特例)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の3に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを除く。))に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第20条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者を</p>

もつて法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第20条の2 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第20条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第27条の2 (略)

(加える)

(固定資産評価審査委員会委員の定数)

第27条の3 固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。

～略～

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条

もつて法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第20条の2 (略)

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第20条の3 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第27条の2 (略)

(現所有者の申告)

第27条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(固定資産評価審査委員会委員の定数)

第27条の4 固定資産評価審査委員会委員の定数は3人とする。

～略～

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条、第2

\_\_\_\_、第27条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4)～(6) (略)

2 (略)

制定附則

附 則

1～6 (略)

(特別土地保有税の課税標準の特例)

7 土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、当分の間、法第593条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額(施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。)のいずれか低い金額とする。

(1) 宅地評価土地(法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) (略)

8～10 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1

(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合 2分の1

(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3

(4) 法附則第15条第33項第1号イから

7条の3、第27条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4)～(6) (略)

2 (略)

制定附則

附 則

1～6 (略)

(特別土地保有税の課税標準の特例)

7 土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、当分の間、法第593条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額(施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額)をいう。)のいずれか低い金額とする。

(1) 宅地評価土地(法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) (略)

8～10 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1

(削る)

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 4分の3

(3) 法附則第15条第30項第1号イから

<p>ホまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(5) 法附則第15条第33項第2号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(6) 法附則第15条第33項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(8) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(9) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>12～23 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>ニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(4) 法附則第15条第30項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3</p> <p>(5) 法附則第15条第30項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1</p> <p>(6) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合 3分の1</p> <p>(7) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合 3分の2</p> <p>(8) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合 零</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>12～23 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

(第2条関係) 寒川町町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第11項第11号中「第62条」を「第64条」に改め、附則に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第11項第10号中「第62条」を「第64条」に改め、附則に次の1項を加える。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中寒川町町税条例第9条の改正規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中寒川町町税条例第11条第1項及び第14条第1項の改正規定 令和4年4月1日

(町民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

。

6 新条例第27条の3及び第41条第1項第3号の規定は、施行日以後に、地方税法(昭和25年法律第226号)第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。